

諮問番号：平成30年度諮問第27号
答申番号：平成31年度答申第4号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成29年10月12日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）の規定による保護開始決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

保護開始決定において、〇〇への家賃が平成30年7月末まで支払い済みのため、住宅扶助費が0円とされている。同年7月末まで支払い済みであるのは、1年間一括前払いでなければ審査請求人は住居を確保できなかったからであり、その金銭は、審査請求人の〇〇に一時的に用立ててもらったものである。おかげでホームレスになることはなかったが、審査請求人は、〇〇との契約に従い、毎月末に家賃を支払っている。住宅扶助費を支給してほしい。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

住宅扶助（家賃）は、被保護者が最低限度の生活を維持するため、居住する住居が借家であって家賃を必要とする場合に認定することとされており、保護の開始時において、平成30年7月末までの家賃が前納されていることから、審査請求人に家賃に係る需要はなく、住宅扶助（家賃）を支給しないと判断した処分庁の判断には合理性が認められる。

審査請求人は、家賃の前納に要した資金は〇〇からの借入金であり、毎月の家賃相当額を〇〇に返済する必要があると主張しているが、〇〇への返済金（保護開始前の債務）を保護によって保障することは、法の目的から著しく逸脱することになるため、審査請求人の主張は認められない。

以上のとおり、処分庁が、住宅扶助費は不支給とした本件処分に違法又は不当な点は認められない。他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

平成31年3月5日	諮問書の受領
平成31年3月6日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：3月22日 口頭意見陳述申立期限：3月22日
平成31年3月15日	第1回審議
平成31年4月8日	第2回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

- (1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めており、これを受けて、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号（以下「保護の基準」という。））が定められている。
- (3) 法第14条は、「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と定め、左に掲げる事項の第1号において、「住居」、第2号において、「補修その他住宅の維持のために必要なもの」と定めている。
- (4) 保護の基準別表第3／住宅扶助基準は、1／基準額として、級地別に、家賃、間代、地代当の額（月額）及び補修費等住宅維持費の額（年額）を定めている。

は不可と説明。(主)より〇と賃貸契約すれば住宅扶助支給可能か問い合わせあり。〇〇と契約し入居しているため、〇と契約できるか確認するとの事。」と記録票に記録している。

(4) 平成29年10月6日、処分庁は、同年同月2日から審査請求人の保護を開始することを決定し、住宅扶助については、親族からの援助と判断し、支給しないこととした。

(5) 審査請求人は、平成29年10月18日付の審査請求書を提出した。

3 判断

住宅扶助は、前記1(3)乃至(5)のとおり、被保護者が最低限度の生活を維持するため、居住する住居が借家であって家賃を必要とする場合に認定することとされている。本件では、保護の開始時において、平成30年7月末までの家賃が前納されていることから、審査請求人に家賃に係る需要はなく、住宅扶助を支給しないと判断した処分庁の判断には合理性が認められる。

審査請求人は、家賃の前納に要した資金は〇〇からの借入金であり、毎月の家賃相当額を〇〇に返済する必要があると主張しているが、審査請求人から処分庁に提出された賃貸借契約書及び家賃証明書によれば、本件住居の貸主は〇〇ではないことが客観的に認められることから、住宅扶助で支給することのできるものではない。なお、当該返済金を保護によって保障することは、法の目的から著しく逸脱することになるため、審査請求人の主張は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員(部会長) 曾和 俊文

委員 前田 雅子

委員 矢倉 昌子